

士別軌道株式会社 代表取締役 井口 裕史から、令和5年（2023年）3月9日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）3月14日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 私鉄総連北海道地方労働組合及び私鉄総連士別軌道支部が主張する次の要求に関する件。
 - ・令和5年度賃金引き上げ並びに年間臨時給要求に関する件
 - ・上記に付帯する件
- 2 日 時 令和5年3月23日以降本件の完全解決までの期間
- 3 場 所 士別軌道株式会社の労働組合員が従事する全事業場並びに運行路線全域
- 4 概 要 労働組合が実施する争議行為に対抗して事業所閉鎖を含むあらゆる対抗手段を実施する。